

大分大学経済学会規則

第1条 本会は、大分大学経済学会と称する。

第2条 本会は、広く経済に関する研究調査及びその振興を図るために必要な援助を行い、会員相互の啓発に資すると共に一般文化の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究資料の収集に対する援助
2. 研究調査に対する援助
3. 学生懸賞論文に対する援助
4. 研究会・講演会に対する援助
5. 学術図書刊行に対する援助
6. 機関研究雑誌の刊行
7. その他本会の目的達成のため必要と認める事業

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 大分大学経済学部教授会の構成員
2. 学生会員 大分大学経済学部および経済学研究科の在学学生
3. 準会員 下記のうち入会を希望する者
経済学部の名誉教授および元教員、経済学部の卒業生、経済学部の客員教授・研究員・非常勤講師、経済学部以外の本学専任教員および役員
その他本学会理事会が認めた者

第5条 本会を大分大学経済学部内に置く。

第6条 本会の事務を処理するため次の役員を置く。

1. 会長 本学経済学部長がこれに任じ、会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長 1名 本学経済学部教授の中より学会評議員会の推薦により会長が任命し、任期は2年とする。会長を補佐し会務の企画及び運営を掌る。
3. 学会評議員 本学経済学部教授会構成員をもってこれに充てる。
4. 理事 若干名 学会評議員会の推薦により会長が任命し、任期は2年とする。
5. 監事 2名 学会評議員会の推薦により会長が任命し、任期は2年とする。本会の財産の状況を監査する。

第7条 本会に次の機関を置く。

1. 学会評議員会 全学会評議員をもって組織し、本会に関する重要事項を審議する。
2. 理事会 会長、副会長及び理事をもって組織し、本会の運営に当たる。
3. 学術図書刊行助成会 運営に関する事項は、別に定める。

第8条 本会の費用は、会費、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

第9条 会員の会費等は次のとおりとする。

会員名	金額	備考
正会員・準会員	12,000円	年額
学生会員 学部生	14,000円	4年分
編入生	7,000円	2年分
大学院博士前期課程	7,000円	2年分
大学院博士後期課程	10,000円	3年分

*正会員・準会員は別途入会金2,000円を納入する。

第10条 正会員、学生会員のうち経済学研究科の在学学生、および準会員は「大分大学経済論集」に投稿することができる。

第11条 会員には「大分大学経済論集」を配布する。

第12条 本規則の改訂は、学会評議員会の決議によって行う。

(平成23年1月12日一部改正)